

2025年3月27日  
一般社団法人ライフタイムコンディション  
代表理事 青木 伸二郎

## 当法人の元職員による不正行為に関するお知らせ

2023年4月、当法人が運営する相談支援事業所におきまして、当法人の元職員による不正行為（運営基準違反及び給付費の請求に関する不正）が発覚いたしました。

当法人は、直ちに、この不正行為の事実を、当該不正行為が発覚した事業所を管轄する調布市に報告し、内部調査を進め、その後も調布市と協働して真相解明のための検証作業を実施してまいりました。

そして、当法人は、2025年3月17日、調布市から、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを6か月間停止すること）等の処分を受け、同月25日に当該処分について調布市のホームページに公表されましたので、当法人も本日をもって本件の公表をさせていただきました。

当法人の内部において、このような不正行為が発生したことは誠に遺憾であり、日頃よりご支援いただいている契約者の皆様をはじめ、調布市及び各自治体の関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、信頼を損ねることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。また、不正行為の発生から事実の確定まで時間を要したことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。

当法人といたしましては、この度の行政処分について真摯に受け止め、今後、このような不祥事を起こさぬよう、当法人の役職員一同、再発防止策の徹底に努め、皆様の信頼の回復に向けて全力で取り組んでまいります。

### 1. 本件の概要

当法人の元職員は、障害児支援利用計画（サービス等利用計画）を、その作成に必要とされている①障害児及び保護者等への面接並びに説明、②文書による同意の取得を、いずれも実施することなく作成しておりました。

また、元職員は、モニタリング報告書についても、その作成に必要とされている①障害児及び保護者等への面接等、②文書による同意を、いずれも実施することなく作成しておりました。

なお、調査を進める中で、元職員が、上記各書類の署名押印欄に保護者の氏名を無断で過去の筆跡を真似て記載し、印鑑も自ら購入し押印したうえで各書類を作成したことも発覚いたしました。

そして、元職員は、指定障害児相談支援を実際には提供していないにもかかわらず、提供したものと偽って、調布市に各書類を提出し、不正に障害児相談支援給付費を請求及び受領していました。

## 2. 発覚及び調査の経緯

調布市から当法人の相談支援に係るサービス提供に疑義があるとの連絡があり、2023年3月下旬から同年4月上旬にかけて当法人内で調査を進めたところ、一部の不正が発見され、他にも不正の可能性があることが判明しました。

同年4月6日、当法人は、調布市に当該調査の詳細を報告し、調布市による監査を受けました。

元職員は、不正行為を自ら単独で行ったことを認めましたが、同年3月末日をもって退職をしていたこともあり、当法人が中心に調査を進め、その後調布市と協働して真相解明のための検証作業を実施しました。

そして、当法人は、2025年3月17日、調布市から、定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の一部効力停止等の処分を受けました。

## 3. 不正行為の動機

毎月の計画書作成の件数は、元職員の勤務日及び業務時間で十分対応可能な件数でした。

繁忙期においては手が回らなくなった可能性があります。元職員へ実施したヒアリング調査においては、元職員は計画作成の件数により歩合で手当がつくことから不正行為を行ったとの説明もありました。

## 4. 再発防止策

当法人は本件の不正行為の原因について調査及び検討のうえ、本件の不正行為は、当法人の管理体制に問題があったことに加え、不正行為の起きた事業所は、管理者と相談支援専門員が兼務しており、1人体制の事業所であったことも今回の不正行為を未然に防ぐことができなかった要因と考えました。

そのため、不正行為が判明した2023年4月の翌月から、当該事業所の管理者を当法人代表理事である青木伸二郎自らが務めることにし、また、2024年5月以降は相談支援専門員も2人体制とし（1名は2025年3月から産休に入りましたが、本年夏以降に復帰予定です）、管理体制を強化しています。

さらに、請求業務も相談支援専門員とは別担当の職員が行う体制に変更し、再発防止に取り組んでいます。

加えて、従前は相談支援専門員の給与は、毎月の障害児支援利用計画書作成の件数による歩合制度を導入していましたが、不正発覚後は固定給与とすることにより、適正な面談及び計画書作成業務が行えるように、再発防止措置を講じております。

## 5. 関係機関への対応及び報告等

不正行為のあった事業所をご利用いただいている契約者の皆様には、不正行為が発覚した翌月の5月に説明会を複数回開催し、本件のご説明とお詫びをさせていただきました。

また、説明会に参加できなかった契約者様には、個別にご説明させていただきました。

当法人は今回の事業所のほかに、4つの事業所を運営しており、各事業所の児童発達支援及び放課後等デイサービスを管轄する東京都及び世田谷区に対しても、本件の報告を行っております。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人ライフタイムコンディション

メールアドレス：info2@ltc.or.jp

(メールアドレスの有効期間は2025年5月31日までとさせていただきます。)

受付時間：平日13時～18時